

令和 5 (2023) 年 3 月 31 日

西宮市政記者クラブ各位

「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」の締結自治体の拡大について

令和 3(2021)年 4 月 1 日より、性的マイノリティカップルの人権尊重のため、「西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」を導入し、同年 4 月 6 日には、阪神 7 市 1 町による「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下、協定という。)」を締結しました。この度、丹波篠山市及び丹波市から協定締結依頼があり、令和 5(2023)年 4 月 1 日より協定締結自治体を拡大し、「阪神・丹波 9 市 1 町」となります。

協定締結自治体の拡大により、当事者にとって利便性が向上することはもちろん、性的マイノリティに関する社会的な理解を深めるメッセージにもつながることから、皆さまにお知らせいたします。

1. 新たに協定を締結する自治体

丹波篠山市及び丹波市の 2 市(令和 5(2023)年 4 月 1 日よりパートナーシップ宣誓制度導入)

2. 4 月 1 日以降の協定締結自治体(阪神・丹波 9 市 1 町、市制施行順)

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 猪名川町

3. 協定の概要(従前と変更なし)

パートナーシップの宣誓を行い、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けたお二人が市(町)外に転出した場合、通常は、受領証等をその交付自治体に返還するとともに、転入先の自治体で改めて宣誓する必要がありますが、協定締結自治体内での転出・転入の場合においては、受領証等の交付自治体への返還手続きや、転入先での新たな受領証等の交付にあたって戸籍謄本等の必要書類を不要とするなど、転出・転入時における手続きを簡略化することで、当事者の方の負担を軽減します。

また、パートナーシップ宣誓制度以外にも、性的マイノリティの方の人権尊重の取組について、連携した取組を進めていきます。

4. 協定書発効日

令和 5 年(2023 年)4 月 1 日(土)

5. 協定に関する参考情報**◆連携した取組**

- ・共通ロゴの作成(右図参照)
- ・性的マイノリティ電話相談の利用に関する広報について連携
- ・医療従事者向けセミナー「LGBT と医療～ニーズを理解するために～」(令和 4(2022)年 9 月 15 日実施)→企画の検討・広報について連携

◆協定に基づく転出・転入の届出:1 件

お問合せ先

西宮市 市民局 人権推進部 男女共同参画推進課

担 当：中島・松井

電 話：0 7 9 8 - 6 4 - 9 4 9 5